

## よくある質問(北島町自転車ヘルメット着用促進事業費補助金制度)

### 【制度創設に関すること】

1	なぜ、補助制度を始めたのですか？	本年4月の「改正道路交通法」により、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりましたが、県内着用率(4～7月)は24.5%でした。 徳島県と北島町は、県民(町村)の命を守る観点から、現状への早急対策が不可欠であるため、着用率向上促進策として連携する形で「自転車ヘルメット購入支援制度」を創設することとなりました。
---	------------------	--

### 【補助対象に関すること】

2	対象となる購入期間や受付期間はありますか？	令和5年8月4日から令和6年3月29日までの受付となります。 令和5年8月4日以降のヘルメット購入分が補助の対象となります。
3	ヘルメット購入後に補助制度を知ったが、申請できますか？	令和5年8月4日以降のヘルメット購入分であれば申請可能です。 令和5年8月3日以前の購入分については対象外となります。
4	補助の対象者を教えてください。	令和5年度末時点(令和6年3月31日)で ●65歳以上の高齢者の方 (昭和34年4月1日より前に生まれた方) ●16～18歳の高校生世代の方 (平成17年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた方)
5	現在15歳ですが、令和5年度の誕生日を迎えないと購入・申請はできないですか？	現在15歳であっても、上記にある補助対象者となる方であれば、誕生日前のヘルメット購入分は補助対象となります。64歳の方も同じです。 また現在18歳であっても令和6年4月1日以前に19歳になる方は対象外となります。
6	現在、北島町に住んでいますが、近々、町外に引っ越す予定です。その場合でも補助の対象になりますか？	ヘルメット使用者が北島町に住所を有し、住民基本台帳に記載のある場合のみ対象となります。引っ越し前に申請を済ませるか、引っ越し先の市町村で同様の補助金があれば、引っ越し後に申請をご検討ください。
7	北島町に転入する前に、同様の補助金の交付を受けたが、転入後の北島町でも補助金の申請ができますか？	申請できません。他の市町村で同様の補助金を受けてない方、及び同一のヘルメットに対する他の補助金の交付を受けてない方が補助対象となります。
8	どのようなヘルメットでも、自転車用であれば対象となりますか？	安全基準を満たした新品の自転車用ヘルメットが対象となります。 安全基準例・・・SGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク、CPSCマークなど。 ※安全基準を満たしていても「自転車用」でないヘルメットは補助対象外です。購入の際はご注意ください(工事用、産業用(多目的)、バイク用など) ※未使用品や中古品は補助対象外です。

9	安全基準の認証を受けたヘルメットしか補助対象にならないのはなぜですか？	安全基準の認証マークのないヘルメットについては、衝撃吸収性が十分でないなど、事故の際に頭部を保護する目的を果たさないものが多いからです(国民生活センターによる調査)
10	帽子型カバー付きのヘルメットを購入しました。付属品も補助対象経費に含まれますか？	カバー(帽子部分)等の付属品とヘルメットが一体の商品として販売されている場合は、補助対象経費となります。 ただし、ヘルメット本体と別売りの付属品を購入した場合は、たとえ同時購入であっても付属品購入に関する費用は対象外となります。
11	令和5年8月3日にヘルメットを購入しましたが、補助対象となりますか？	令和5年8月3日を含め、それ以前の購入分については対象外となります。 令和5年8月4日以降に購入した分が補助対象となります。
12	中古品や未使用品は対象となりますか？	購入したヘルメットの安全性能を確認することが困難であることから、補助対象は新品の購入に限ります。 したがって、リサイクル業者等で購入した中古品および未使用品のヘルメットはどちらも補助対象外となります。
13	ホームセンターで購入した工事用のヘルメットは、補助金の対象となるのか？	工事用のヘルメットの安全基準は、自転車用ヘルメットの安全基準とは異なるため、補助金の対象とはなりません。
14	住所があるのは町外ですが、勤務先が北島町です。勤務先の北島町で申請はできますか？	お住まいの市町村が申請窓口となります。北島町に住所を有し、住民基本台帳に記載のある方が当補助金の対象となるため、お住まいの市町村で同様の補助があるかご確認をお願いします。
15	A町に住んでいるときにヘルメットを購入し、B町に引っ越してから申請する場合、どちらの市町村が窓口ですか？	申請日の時点でお住まいの市町村が申請窓口となります。 この場合、申請窓口はB町になります。

### 【補助額に関すること】

16	補助金は、ヘルメットの定価の1/2の金額ですか？	定価ではなく、実際の購入に要した税込み価格の1/2(上限3000円)となります。 販売店が値引き等での販売をしている場合は、その値引き価格(税込)の1/2が補助金額となります。 ただし、上限は3,000円となります。
----	--------------------------	--

17	補助金額の算出方法を教えてください	<p>補助金額は、自転車ヘルメット本体の税込み価格の1/2で、上限が3,000円です。 100円未満の端数は切り捨てとなります。 ※送料等、他の費用や割引分(ポイント・クーポン払いを含む)は対象外です。</p> <p>【例①】購入金額 4,990 円の場合 <math>4,990 \text{ 円} \times 1/2 = 2,495 \text{ 円} \rightarrow \text{補助金額 } 2,400 \text{ 円}</math></p> <p>【例②】購入金額 7,000 円の場合 <math>7,000 \text{ 円} \times 1/2 = 3,500 \text{ 円} \rightarrow \text{補助金額 } 3,000 \text{ 円(上限)}</math></p> <p>※項目28で、ポイント・クーポン使用例について掲載しています。</p>
----	-------------------	--

## 【申請手続きに関すること】

18	申請書類はどこでもらえますか？	北島町危機情報管理課の窓口で配布するほか、北島町ホームページからも入手することができます。
19	現在17歳です。自分で申請してもいいですか？	ヘルメットの使用者が17歳以下(未成年者)の場合は、2つの申請方法があります。 ①17歳以下の使用者本人が申請する場合…保護者の同意が必要。領収書の宛名は申請者本人。 ②保護者が申請する場合…領収書の宛名は、申請者本人でも、お子様でも構いません。
20	家族に対象者が複数おり、それぞれがヘルメットを購入したが、申請はまとめてできますか？	複数の対象者について、まとめて申請する事はできません。 1人の対象者(使用者)に対し、1申請をお願いします。
21	申請書の提出は、土日祝日でも可能ですか？	窓口での受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝および年末年始は不可)です。
22	申請は、どのタイミングでできますか？	ヘルメットの購入後、必要書類を揃えて申請してください。購入前の申請はできません。
23	申請書の提出は、郵送でも良いですか？	郵送による申請も受け付けます(令和5年3月29日(金)までに必着)。申請書類を揃えて、北島町危機情報管理課まで送付してください。 ※不備があった場合は受付できず、再提出や訂正の必要があるためご注意ください。 ※郵便物紛失等のトラブルに対しては責任を負えませんので、ご了承ください。
24	祖父母が、16～18歳の高校生世代の申請者となることはできますか？	高校生世代の申請者は、本人又は保護者となります。申請時に、保護者が存在する場合は、祖父母が申請者となることはできません。
25	申請は、代理の人が行っても良いですか？	申請書類が揃っていれば、窓口に来られる方は代理でも構いません。
26	令和5年10月に申請しましたが、ヘルメットが破損したため新しいヘルメットを購入しました。その場合もう一度申請できますか？	補助金の交付は、着用者1名につきヘルメット1個かつ1回限りですので、着用者が同じ場合は申請できません。

## 【購入に関すること】

27	購入するのは、北島町内の店舗でないといけませんか？	北島町内の店舗に限らず、町外の店舗やインターネットでの購入も対象です。 ただし、リサイクル業者や支払いの事実を確認できない店舗及び個人売買での購入は対象外です。
----	---------------------------	---

28	ポイントやクーポンを使用した場合、補助額は どうなりますか？	ポイント・クーポンを使用した場合は、購入費用から差し引いた実際の負担額で補助額の決定がされま す。 ※ポイント・クーポン使用の確認は、領収証等の添付書類で行います。  【例①】購入金額 4,990円のうち、ポイント1,000円分を使用した場合 4,990円 - 1,000円 = 3,990円。 3,990円 × 1/2 = 1,995円 → 補助金額 1,900円。 【例②】購入金額 9,000円のうち、ポイント1,500円分を使用した場合 9,000円 - 1,500円 = 7,500円。 7,500円 × 1/2 = 3,750円 → 補助金額 3,000 円 (上限)
29	地域商品券などの商品券で購入したヘルメッ トも補助対象となりますか？	商品券で購入した場合は、現金購入と同様の扱いとなり、補助対象となります。

### 【申請書類に関すること】

30	「申請書兼請求書」「同意書兼誓約書」は、代 筆でも良いですか？または、パソコン入力で も良いですか？	代筆やパソコン入力でも構いません。 ただし、申請者氏名等の記述については、自署が必要となります。
31	申請書類の記載を誤った場合は、どうすれば 良いですか？	誤りの箇所を二重線で訂正のうえ、正しい内容をご記入ください。 ただし、「交付申請額欄」は訂正が効きませんので、同欄を誤った場合は新しい用紙にご記入くださ い。
32	購入時にお店から受け取らないといけない書 類、保管する書類などはありますか？	①「領収証等」をもらってください。その際、申請者氏名・購入日・購入店名・メーカー・品名・購入金額の 記載があることを確認してください。 ②商品に保証書等の「安全基準の認証確認できる書類」がついているか確認してください。 ついていない場合は、申請時に安全基準が確認できるヘルメットの写真、または購入店による購入 証明(同意書兼誓約書の下欄)が必要となります。
33	「ヘルメットの購入に要した経費の領収書等の 写し」とは、どのような書類ですか？	ヘルメット購入店等が発行する領収書等で、下記の内容が証明できるものの写しとなります。 ①申請者又はヘルメット使用者の氏名 ②購入日 ③購入店名 ④メーカー ⑤品名 ⑥購入金額 ※この内容が証明できるレシート(ただし原本)でも受け付けます。レシート単体で証明できない場合 は、内容を補完する資料を追加で添付いただくか、購入店舗等証明欄に購入店舗で証明を受けてく ださい。 ※レシート原本の返却が必要な方は、受付印押印後、返却することとなります。
34	補助金の申請の際に、添付する「領収書」は、 原本ですか？	補助金の申請に添付する領収書は、写し(コピー)、原本どちらでも結構です。 領収書を保管しておく必要がある方はコピーを添付してください。 ただし、レシートを添付する場合は、原本となります。

35	ヘルメットと一緒に他のものも購入した領収証等を添付書類としてもよいですか？	領収証等の明細から、ヘルメット単体の購入価格が分かるようであれば、添付書類としてお使いいただけます。
36	領収証等に店舗印や担当者印がないが、再度店舗へ買いに行く必要がありますか？	店舗印や担当者印のない様式が正式なものであれば、店舗で印を貰っていただく必要はありません。 ただし、領収証等に「店舗印及び担当者印なきものは無効」等の表記があるものについては押印が必須となりますので、領収証等をご確認ください。
37	「安全基準の認証確認ができる書類の写し」とは、どのような書類ですか？	ヘルメットに付いている「保証書」「取扱説明書」または「安全基準マークが確認できるヘルメットの写真」等のいずれかになります。 それらの添付が難しい場合は、購入店による購入証明(同意書兼誓約書の下欄)を受けてください。